

【第2号議案】 退任に伴う役員選任の件

公益社団法人一関地区法人会定款第18条及び第19条、第22条に基づき、退任に伴い次の役員を選任を求める。

【選任すべき役員】

(1) 理事 1名

<参考>

※定款より抜粋

(役員配置)

第18条 この法人に次の役員を置く。

理事 30名以上60名以内

監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、9名以内を副会長、1名以内を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任等)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。